

東かがわ市条例第 16 号

東かがわ市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 3 日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市附属機関設置条例の一部を改正する条例

東かがわ市附属機関設置条例（平成26年東かがわ市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表				別表			
執行機関	附属機関の名称	担任する事務	委員の定数	執行機関	附属機関の名称	担任する事務	委員の定数
略				略			
教育委員会	学校づくり協議会	認定こども園、小学校及び中学校の新しい学校づくりの審議に関すること。	25人以内	教育委員会	新しい学校づくり協議会	小学校及び中学校の新しい学校づくりの審議に関すること。	25人以内
	略				略		

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

（東かがわ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 東かがわ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成15年東かがわ市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
		区分	報酬の額			区分	報酬の額
		略				略	
附 属 機 関	略			附 属 機 関	略		
	学校づくり協議会委員		日額 8,000円		新しい学校づくり協議会委員		日額 8,000円
	略				略		
		略				略	